

第 3 3 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

市有地における市職員による維持業務により発生した事故に係る損害に関し下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 2 日提出

中間市長 福田 浩

記

1 和解の相手方

中間市在住 男性

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和 8 年 5 月 2 0 日 (水) 午前 1 0 時頃

(2) 事故の発生場所

中間市深坂二丁目地内

(3) 事故の内容

市職員がエンジン式刈払い機等を使用し市有地の除草作業を行っていたところ、石が跳ね、隣接する相手方自宅の窓ガラス及び網戸に当たり、窓ガラス 2 枚及び網戸 1 枚に損傷を与えた。

3 損害賠償の額

9 6, 8 0 0 円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記 3 の金額を相手方に支払う。

(2) (1) の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。